

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案

規制の名称：会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図るための措置

規制の区分  新設  改正  拡充  緩和  廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：企画市場局企業開示課

評価実施時期：2022年2月28日

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

資本市場が、企業価値を適切に評価し、資金配分機能を十全に発揮するためには、企業の財務情報に関する正しい情報開示が不可欠の前提となる。これを確保するため、公認会計士及び監査法人がその役割を適切に果たし、会計監査が資本市場を支えるインフラとして十分に機能することが求められる。

近年、上場会社の監査を行う担い手の裾野が大手監査法人から準大手監査法人・中小規模監査事務所に拡大し、また、社会全体におけるダイバーシティの進展・働き方の多様化といった動きが監査の分野でも広がってきており、こうした会計監査を巡る近時の環境変化を踏まえ、上場会社の監査の担い手全体の監査品質確保のための制度的枠組みの整備や公認会計士が持てる能力を十全に発揮できるような環境の整備等を行っていく必要がある。

会計監査を巡る環境に大きな変化が生じてきている中、こうした措置を講じなければ、会計監査が資本市場を支えるインフラとしての機能を十分に発揮することができなくなるおそれがある。

以上をベースラインとする。

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

#### 【課題】

会計監査の信頼性確保や公認会計士の一層の能力発揮・能力向上を図る上で、以下の課題がある。

##### （１）上場会社の監査を行う監査事務所への規律

公認会計士及び監査法人が行う会計監査は、金融商品取引法や会社法に基づく会社等の監査や、各法令に基づく信用金庫、信用協同組合、学校法人等の監査のほか、任意で行われる監査もあり、その対象は多岐にわたっている。現行法上、公認会計士及び監査法人は、その行う監査の別なく、登録又は届出を行えば、これらの監査を全て行えることとなっている。

いずれの監査についても高い品質の確保が求められることに変わりはないが、特に、上場会社については、一般投資家を含め多数のステークホルダーを有しており、その財務報告の信頼性の確保は、日本の資本市場が適切にその機能を発揮するために不可欠な要素である。

近年、上場会社の事業活動のグローバル化や業務内容の複雑化・多様化が進み、企業の実態を正確に把握することの困難さが増すとともに、会計基準における見積り要素が増大しており、これらに対応する監査手続や品質管理体制により高い水準が求められている。

このため、上場会社の監査の担い手全体の監査品質確保のための方策を講じることが喫緊の課題となっていると考えられる。

##### （２）公認会計士の能力発揮

現行法上、監査法人の社員の配偶者が会社等の役員等である場合、当該社員が当該会社等の監査証明業務に関与しない場合であっても、当該監査法人は当該会社等に監査証明業務を提供できないこととなっているため、能力ある公認会計士が当該監査法人の社員として当該会社等以外の監査証明業務にも従事できないなど、能力に見合った活躍の機会の確保が課題となっている。

##### （３）公認会計士の能力向上

高品質な会計監査を実施するためには、監査に関わる制度や基準の内容の理解に加えて、それを監査の現場で運用・適用する能力も求められるところ、こうした能力を磨くための機会を十分に確保することが課題となっている。

また、公認会計士が職業専門家として求められる知識・能力を不断に磨いていく機会として現行法上位置づけられている継続的専門研修の不受講等に対して、現行法上、登録の抹消といった厳格な処分の根拠規定が設けられておらず、公認会計士の能力の向上を担保するに不十分な状況となっている。

#### 【規制以外の政策手段】

上記課題を解決するに当たっては、上記（１）については、上場会社の監査の担い手として十分な能力・態勢が整えられている公認会計士及び監査法人のみが上場会社の監査を行えることを

制度的に担保する必要があることから、法令による規制手段の採用が妥当である。上記（２）については、現行の法規制の緩和が必要であることから、法律による規制手段の採用が妥当である。上記（３）については、実務経験の期間は、公認会計士となる資格の要件の１つとして法定されているものであること、また、登録の取消しといった厳格な処分を行うには、法律の根拠が必要であることから、いずれも法律による規制手段の採用が妥当である。

#### 【課題解決手段】

##### （１）上場会社等監査人登録制度の創設（制度創設）

上場会社等の監査を行うには、日本公認会計士協会による登録を受けなければならないとする登録制度を創設し、上場会社等の監査を行う公認会計士及び監査法人は、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制の整備等を行わなければならないこととする。

##### （２）監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し（制度改正）

監査法人の社員の配偶者が役員として勤務する会社等に対する監査証明業務に当該社員が関与しない場合には、当該監査法人が当該会社等に対して監査証明業務を提供できるように業務制限を見直す。

##### （３）公認会計士の資格要件の見直し、公認会計士の登録抹消規定の整備（制度改正）

公認会計士の資格要件のうち、実務経験の期間を２年以上から３年以上に改める。

また、継続的専門研修の受講状況が著しく不適當な公認会計士等について、その登録を抹消することができることとするとともに、当該事由を理由とする登録の抹消があったことを公認会計士の欠格事由とする。

※ このほか、公認会計士の登録事項（勤務先）の追加、日本公認会計士協会の会則記載事項（会計教育活動）の追加、公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直しなどを行う。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

遵守費用又は行政費用が生じうる（１）及び（３）について分析する。

#### （１）上場会社等監査人登録制度の創設

##### 【遵守費用】

上場会社等の監査を行おうとする公認会計士及び監査法人※において、登録申請に係る費用や上場会社等の監査に係る規制の遵守に関する費用（例えば、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制の整備に係る費用）が発生する。

※ 現行の日本公認会計士協会の自主規制である上場会社監査事務所名簿に登録し、上場会社の監査を行っている公認会計士又は監査法人は124者（2022年1月末時点）

【行政費用】

日本公認会計士協会において、登録審査に係る費用が発生する。

また、国及び日本公認会計士協会において、登録を受けた公認会計士及び監査法人の規制の遵守状況等についてのモニタリングに係る費用が発生する。

（3）公認会計士の資格要件の見直し、公認会計士の登録抹消規定の整備

【遵守費用】

公認会計士の資格を取得しようとする者において、資格取得に必要とされる実務経験の期間を2年以上から3年以上へ延長することに伴う負担が生じる。なお、継続的専門研修の受講義務は、現行法においても公認会計士に課せられていること等から、今般の公認会計士の登録抹消規定を整備することによって、公認会計士に新たな規制の遵守費用が生じることはない。

【行政費用】

日本公認会計士協会において、登録抹消に係る費用が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和にあたる（2）について分析する。

（2）監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限を見直すことで、監査法人の社員の配偶者が役員として勤務する会社等に対する監査証明業務に当該社員が関与しない場合には、当該監査法人は当該会社等に対する監査証明業務を行うことができることとなるため、当該社員が当該監査証明業務に影響を与えうる体制となっているなど、監査法人の独立性に問題が生じる体制となっていないかについて、国及び日本公認会計士協会において確認する費用が生じる。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

規制の導入にあたる（１）及び（３）について分析する。

（１）上場会社等監査人登録制度の創設

公認会計士及び監査法人に対し上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制の整備等を義務づけることで、上場会社等を監査する公認会計士及び監査法人の監査の品質が確保され、上場会社等の監査の信頼性の向上につながることを期待される。

（３）公認会計士の資格要件の見直し、公認会計士の登録抹消規定の整備

実務経験を通じて、監査に関わる制度や基準の内容の理解を監査の現場で運用・適用する能力が磨かれることで、個々の公認会計士の資質・能力の向上につながることを期待される。

また、継続的専門研修の受講状況が著しく不十分な場合等の登録抹消規定及び当該事由を理由とする登録抹消に係る公認会計士の欠格事由が整備されることで、継続的専門研修の適切な受講が担保され、その結果、個々の公認会計士の資質・能力の持続的な向上につながることを期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

—

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和にあたる（２）について分析する。

（２）監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限を見直すことで、これまで、能力ある公認会計士が当該監査法人の社員として従事できなかった監査証明業務にも従事できることとなるなど、能力ある公認会計士の活躍の機会の確保につながることを想定される。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握するこ

とが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

(1) 上場会社等監査人登録制度の創設

一般投資家を含む多数のステークホルダーを有する上場会社等がその財務書類について、監査の品質が確保された公認会計士又は監査法人による監査を受けることで、当該財務書類の信頼性が確保され、その結果、日本の資本市場が適切にその機能を発揮することにつながる。

(2) 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限を見直すことで、監査法人の社員の配偶者が役員として勤務する会社等に対する監査証明業務に当該社員が関与しない場合には、当該監査法人は当該会社等に対する監査証明業務を行うことができることとなり、これまで提供が制限されていた監査証明業務の提供が可能となる。

(3) 公認会計士の資格要件の見直し、公認会計士の登録抹消規定の整備

個々の公認会計士の資質・能力が向上することで、公認会計士が行う監査に対する信頼性の向上につながる。

## 5 費用と効果（便益）の関係

### ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

(1) 上場会社等監査人登録制度の創設

上場会社等の監査について登録制度を創設し、上場会社等の監査を行う公認会計士及び監査法人に対して業務管理体制の整備等の義務を課すことによるプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果を上回る。

(2) 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限を見直すことによるプラスの効果は、行政費用の発生といったマイナスの効果を上回る。

(3) 公認会計士の資格要件の見直し、公認会計士の登録抹消規定の整備

公認会計士の資格要件のうち実務経験の期間を2年以上から3年以上に改めること、及び継続的専門研修の受講状況が著しく不適当な公認会計士等について、その登録を抹消することができることとするとともに、当該事由を理由とする登録の抹消があったことを公認会計士の欠格事由とすることによるプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果を上回る。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

(1) 上場会社等監査人登録制度の創設

【代替案の内容】

登録事務の実施主体を日本公認会計士協会ではなく国とする。

【費用】

遵守費用：登録申請に係る費用や規制の遵守に関する費用が発生する。

行政費用：国において、登録審査に係る費用が発生する。また、国及び日本公認会計士協会において、規制の遵守状況についてのモニタリングに係る費用が発生する。

【効果】

自主規制としての「上場会社監査事務所登録制度」を運用してきた日本公認会計士協会の知見・ノウハウを最大限有効に活用できなくなることから、本案と同程度の効果を得るための行政費用が増加する可能性がある。

【費用対効果】

代替案の場合、遵守費用は本案の場合と変わらないと考えられる一方で、本案と同程度の効果を得るための行政費用が増加する可能性がある。

以上より、本案を適用することが適切であると考えられる。

(2) 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

【代替案の内容】

監査法人の社員の配偶者のほか当該社員と親子関係又は兄弟姉妹関係にある者が役員として

勤務する会社等に対する監査証明業務についても、見直し後の業務制限の対象とすることとする。

**【費用】**

行政費用：本案の場合と同様、監査法人の独立性に問題が生じうる体制となっていないかについて、国及び日本公認会計士協会において確認する費用が生じる。

**【効果】**

本案に比べ、監査法人の独立性がより確保され、監査の適正性・公正性が高まることが考えられる一方で、これまで社員として従事できなかった監査証明業務に従事できることとなる能力ある公認会計士の数が減少することに加え、これまで提供が制限されていた監査証明業務の提供が可能となる範囲が狭まることとなる。

**【費用対効果】**

代替案の場合、本案に比べ、監査の適正性・公正性が高まると考えられるものの、直接的な効果及び副次的な効果が減少する。

以上より、本案を適用することが適切であると考えられる。

**(3) 公認会計士の資格要件の見直し、公認会計士の登録抹消規定の整備**

**【代替案の内容】**

公認会計士の資格要件のうち、実務経験の期間を5年以上とする。

また、継続的専門研修の受講状況が著しく不適当な公認会計士等について、その登録を抹消することができることとするが、当該事由を理由とする登録の抹消があったことを公認会計士の欠格事由にはしない。

**【費用】**

遵守費用：本案に比べ、公認会計士の資格を取得しようとする者に生ずる負担が増加する。

行政費用：本案と同様、公認会計士協会において、登録抹消に係る費用が発生する。

**【効果】**

公認会計士の資格要件については、本案に比べ、より充実した実務経験を経た者が公認会計士となることから、より一層、個々の公認会計士の資質・能力の向上につながることを期待される。

一方、継続的専門研修の受講状況が著しく不適当であること等を理由とする登録抹消を公認会計士の欠格事由としない場合、登録抹消後に再び登録をすることが容易となり、個々の公認会計士の資質・能力の持続的な向上及びこれに伴う公認会計士が行う監査に対する信頼性の向上の効果が本案よりも小さくなる。

**【費用対効果】**

公認会計士の資格要件については、代替案の場合、効果（便益）が本案に比べ増加することとなるが、遵守費用が同様に本案に比べ大きく増加することとなるため、費用対効果は本案の場合より小さくなると考えられる。

また、継続的専門研修の受講状況が著しく不適当であること等を理由とする登録抹消を公認会計士の欠格事由としないことについては、遵守費用・行政費用ともに、本案と変わらない一方、本案に比べ、効果（便益）が減少することとなる。

以上より、本案を適用することが適切であると考えられる。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

—

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、公認会計士制度等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。施行後 5 年以内に事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本件見直しにより新設・拡充・緩和された規制に係る監督上の対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握していく。